

税に関するお知らせ

☎ 税務室 ☎ 892-0121

給与支払報告書を提出してください

令和5年1月1日現在、交野市に居住する人に給与・賃金等(専従者給与・パート・アルバイト代含む)を支払った人(給与支払者)は、交野市宛に給与支払報告書を提出してください。提出の際は「令和5年度市町村に提出する給与支払報告書等の作成および提出についての手引書」等を参考にしてください。

提出書類 給与支払報告書(総括表と個人別明細書) ※eLTAXでの提出も可能です。

提出期限 令和5年1/31(火)まで **提出先** 市役所本館1階 税務室市民税係

特別徴収を実施します

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に従業員の市・府民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入する制度です。また、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は特別徴収義務者として、市・府民税の特別徴収を行うことと定められています。

府と府内市町村では、原則全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税の給与からの特別徴収を徹底しています。詳細は、府ホームページをご覧ください。

償却資産の申告をしてください

事業用の固定資産(土地・家屋・自動車を除く)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。市内で償却資産を所有している個人・法人は令和5年1月1日現在の資産状況を申告してください。

提出書類 償却資産申告書(および種類別明細書) ※eLTAXでの提出も可能です。

提出期限 令和5年1/31(火)まで

【申告対象資産の例】

- ▷ 舗装路面、門、塀、外構工事、看板、屋外給排水設備等(駐車場・アパート経営)
- ▷ 各種産業用機械および装置(土木・建設・農業・医療用等)
- ▷ 机、椅子、ロッカー、パソコン、エアコン等の備品

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額

下表の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、申告することで家屋の固定資産税が減額されます。申告は、工事完了後3か月以内に申告してください。

※土地・都市計画税の減額はありません。また、耐震改修工事の減額は、他制度と重複適用できません。

※省エネ改修工事に伴う減額は、窓の断熱改修工事が必須で建築士等の証明が必要となります。

申告書等の配布

▷ 市役所本館1階 税務室固定資産税係

▷ ホームページ(<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2013111300011/>)

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事 (熱損失防止改修工事)
対象となる住宅	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	新築後10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)	平成26年4月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
改修工事の要件	現行の耐震基準に適合する改修工事を行い、建築士等から適合する旨の証明を受けたもの	▷ 65歳以上の高齢者等が居住している ▷ 床の段差解消、廊下の拡幅、浴室・トイレの改良等の改修工事	▷ 現行の省エネ基準に適合する改修工事 ▷ 窓の断熱改修工事(※必須要件)、内装の断熱改修、太陽光発電装置等の工事
		改修後の住宅の床面積が50㎡～280㎡	
費用	自己負担額50万円以上の工事		自己負担額60万円以上の工事
減額の内容	家屋に係る固定資産税額の2分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり100㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)
減額の期間	工事が完了した年の翌年度分のみ		

令和5年度放課後児童会の入会申請・資料の配布

☎ 青少年育成課 ☎ 892-7721

保護者の労働等により、放課後に保護者の保護が受けられない児童を対象に、安全の確保と健全な育成を助けるために放課後児童会を実施しています。入会申請は毎年必要です。

対象 市内在住の新小学1～6年生で、保護者の労働や病気等の理由により放課後の時間に保護を受けられない児童

※低学年を優先します。低学年の申込状況により高学年は新規・継続に関わらず入会待機となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

費用 月5,000円(同一世帯で2人目以降の児童は月2,500円。減免制度あり)

育成活動費 月3,010円(おやつ代等。減免制度なし)

申請用紙の配布 12/1(木)から(祝日・12/29～1/3を除く)※ホームページからもダウンロードできます。



配布場所	配布時間
▷ 星田児童会 ▷ 岩船児童会 ▷ 倉治児童会 ▷ 藤が尾児童会 ▷ 交野みらい児童会	▷ 月～金曜日 13:00～18:30 ▷ 土曜日 8:30～18:30 (第4土曜を除く)
▷ 郡津児童会 ▷ 郡津児童会分室 ▷ 妙見坂児童会 ▷ 旭児童会 ▷ 私市児童会 ▷ 私市児童会分室	▷ 月～金曜日 13:00～18:30
▷ 青少年育成課(青年の家1階) ※業務時間外は青年の家で配布。	▷ 火～土曜日 9:00～20:00 ▷ 日・月曜日 9:00～17:00

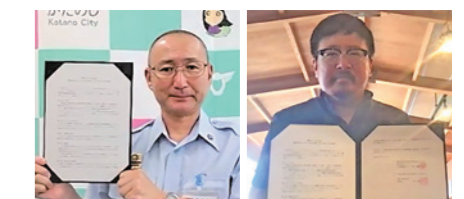
申込 令和5年1/5(木)～13(金)(祝日除く)に申請書類一式を添えて青少年育成課

※受付時間等は配布書類に記載しています。

株式会社ヤママップと遭難ZERO協定を締結

☎ 消防本部警備課 ☎ 892-0013

近年全国的に登山者の遭難事故が多発していることを踏まえ、消防本部は登山地図GPSアプリ「YAMAP」を運営する株式会社ヤママップと連携協定を結びました。アプリを利用している遭難者の居場所を絞り込み、指揮本部が現場に向かう救助隊員の動きを把握することで、より効率的な救助活動の実施が可能となりました。



消費者相談 | 予約サイトで宿予約するときの注意点は？

Q ドライブ旅行を計画。旅行予約サイトで宿だけ予約しようと考えていますが、注意点はありますか？

A 同じ宿でも予約をする旅行サイトによって宿泊料金だけではなく、キャンセル料が生じる日数やその料金など条件が異なることもあります。宿泊料金だけではなくキャンセル条件もしっかり確認しましょう。

助言 また、同じ予約サイト、同じ宿でも宿泊する日によっても宿泊料金やキャンセル条件が異なることもあります。その都度、確認することが重要です。

※掲載の相談事例は、当時の法令や社会状況に基づく内容です。状況により解決内容が異なる場合があります。

ゆうゆうセンター1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎ 891-5003